

青梅市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年3月22日

提出者 議会運営委員長 島 崎 実

(説明)

青梅市組織条例および青梅市病院事業の設置等に関する条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 青梅市議会委員会条例（昭和45年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項環境建設委員会の項第4号中「経済スポーツ部」を「地域経済部」に改める。

第2条第2項福祉文教委員会の項第4号中「子ども家庭部」を「子ども家庭部」に改める。

第2条 青梅市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項福祉文教委員会の項第7号中「市立総合病院」を「市立青梅総合医療センター」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和5年4月1日から、第2条の規定は青梅市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第19号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定の施行の際現に環境建設委員会または福祉文教委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長および委員である者は、それぞれ同条の規定による改正後の青梅市議会委員会条例の規定による環境建設委員会または福祉文教委員会（以下「新委員会」という。）の委員長、副委員長および委員になるものとし、新委員会の委員の任期は、旧委員会の委員の残任期間とする。
- 3 第2条の規定の施行の際現に福祉文教委員会（以下「旧福祉文教委員会」という。）の委員長、副委員長および委員である者は、それぞれ同条の規定による改正後の青梅市議会委員会条例の規定による福祉文教委員会（以下「新福祉文教委員会」という。）の委員長、副委員長および委員になるものとし、新福祉文教委員会の委員の任期は、旧福祉文教委員会の委員の残任期間とする。
- 4 第1条の規定の施行の際現に旧委員会において審査または調査中の事件については、新委員会において審査または調査中の事件と、第2条の規定の施行の際現に旧福祉文教委員会において審査または調査中の事件については、新福祉文教委員会において審査または調査中の事件とみなす。